

選挙

知っていますか

Q&A

選挙のめいすいくん
ファミリー全員集合!!



めいすいくんのお父さん



妹のメイちゃん



選挙の
めいすいくん



めいすいくんのお母さん



弟のただしくん

投票編

北海道選挙管理委員会
北海道明るい選挙推進協議会

1

選挙の
基本原則

ご存じですか？ 選挙の基本原則

主権者である国民の意見が正しく政治に反映されるかどうかは、みなさん（有権者）が、みなさんの代表者を選ぶ「選挙」にかかっているといえます。その代表者を選ぶための選挙制度には次のような原則があります。

平等の原則

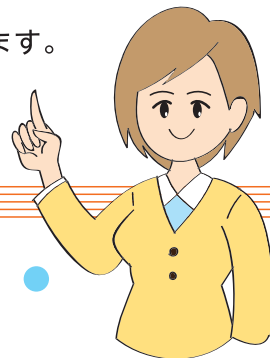
性別や納税の有無などにかかわらず、ある一定の年齢に達したすべての国民（資格がない特定の者を除く）に平等に選挙権や被選挙権が与えられます。

投票自由の原則

すべての選挙人は自分自身の判断で自由に投票できます。
また、その自由を保障するために投票の秘密が守られています。

公正の原則

すべての選挙人の意思が正しく反映されるためには、
選挙が公正に行われなければなりません。



2

選挙権・
被選挙権選べる人は？
選ばれる人は？

選べる人は

選挙権をもつための要件は、次の積極的要件をすべて満たすとともに、消極的要件のいずれにも該当しないことが必要です。

なお、実質的に選挙権を持つ人でも、選挙人名簿に登録されていなければ実際の選挙で投票することはできません。

積極的要件

選挙の種類	要件の内容			
	国籍要件	年齢要件	住所要件	
衆議院議員 参議院議員 知事 道議会議員 市町村長 市町村議会議員	日本国民であること	満18歳以上であること	引き続き3ヶ月以上市町村の区域内に住所を有していること	
			〈知事・道議会議員の選挙権〉 同一市町村に3ヶ月以上住所を有する人が引き続き道内の他市町村に住所を移してもよい	

消極的要件

禁錮以上の刑に処せられてその執行が終わるまでの者	選挙に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者
禁錮以上の刑に処せられてその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）	公職選挙法に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者
公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられ、実刑期間経過後5年間（被選挙権は10年間）を経過しない者又は刑の執行猶予中の者	政治資金規正法に定める犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者

選ばれる人は

被選挙権は、選挙によって議員、長につくことのできる資格です。
被選挙権についても、次の積極的要件をすべて満たすとともに、消極的要件（選挙権と同様）のいずれにも該当しないことが必要です。

積極的要件

選挙の種類	要件の内容		
	国籍要件	年齢要件	その他の要件
衆議院議員 参議院議員 知事 道議会議員 市町村長 市町村議会議員	日本国民であること	満25歳以上	なし
		満30歳以上	なし
		満30歳以上	なし
		満25歳以上	道議会議員の選挙権を有すること
		満25歳以上	なし
		満25歳以上	当該市町村議会議員の選挙権を有すること

選挙権があれば、投票できるのですか？

投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

選挙人名簿は、選挙権のある者をあらかじめ登録しておいて、投票のときに照合するなど選挙人の範囲を確定しておくために選挙人を登録する公簿です。

選挙人名簿の登録は住民基本台帳に基づいて行われますので、住所の移転等の届出は必ずその日から14日以内に行ってください。

登録資格

登録されるには次の資格が必要です。

1. 年齢満18歳以上の日本国民であること。
2. 住民票が作成された日（転入届出をした日）から引き続き3ヶ月以上住民基本台帳に登録されていること。

※実際に住んでいる市町村で投票できるよう、住所を移転する時には、正確な住民票の届出を行いましょう。

次の場合も選挙人名簿に登録されます。

1. 旧住所地における住民票の登録期間が3ヶ月以上である17歳の人が出転後4ヶ月以内に、新住所地において18歳となったが、新住所地における住民票登録期間が3ヶ月未満である場合。
2. 旧住所地における住民票の登録期間が3ヶ月以上である18歳以上の人が選挙人名簿に登録される前に転出をしてから4ヶ月以内で、かつ新住所地における住民票の登録期間が3ヶ月未満である場合。

登録の時期

次の時期に登録されます。

1. 定 時 登 録…年に4回（3月、6月、9月、12月）、それぞれの月の1日を基準日として登録資格のある者を同日※に登録します。
2. 選挙時登録…選挙の都度登録の基準日、登録日を定めて登録します。

登録にはこの2通りがありますが、一度登録されると登録資格に異動が生じない限り永久に登録されます。

※同日が地方公共団体の休日に当たる場合（登録月の1日が選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にある場合を除く。）には登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。

登録の抹消

次のときは選挙人名簿から抹消されます。

1. 死亡又は日本国籍を失ったとき
2. 他の市町村に住所を移して4ヶ月経過したとき
3. 誤って登録されたとき

名簿の閲覧

選挙人名簿は、常に選挙人の目に触れさせることで正確性を確保するため、その抄本を閲覧できるように定められています。

具体的には、次のような場合に閲覧できます。

- ・選挙人名簿の登録の有無を確認する場合
- ・公職の候補者等、政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む）を行うために必要な場合
- ・統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治・選挙に関するものを実施するために必要な場合

なお、選挙期日の公示又は告示の日から選挙期日の5日後までの間は閲覧できません。



4

投票

投票はどのように行われるのですか？



投票所は**午前7時**に開き、**午後8時**に閉じます。

※一部この時間を変更する投票所もあります。

投票日に、自分の所属する投票区の**1 投票所**※¹に**入場券**※²を持って行き、
2 受付係・**3 名簿対照係**で対照を受け、**4 投票用紙交付係**で投票用紙をもらいます。
5 投票記載所で、投票用紙に選みたい候補者1人の氏名を自分で書き※³**6 投票箱**に
 投函します。

- ・衆議院比例代表選出議員選挙では、衆議院名簿届出政党等の名称を記載します。
- ・参議院比例代表選出議員選挙では、候補者の氏名を記載します。ただし、候補者の氏名に代えて、参議院名簿届出政党等の名称を記載することができます。



投票当日、都合が悪く 投票できないときは？

投票日に仕事や旅行、その他の用事の予定がある人は、選挙期日の公示又は告示の日の翌日から投票日前日まで、市区町村役場などに設けられる期日前投票所で期日前投票を行うことができます。

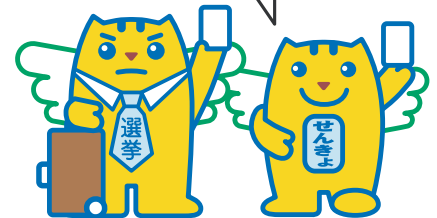
長期の出張などで滞在先の他の市区町村選挙管理委員会で投票する場合、病院、老人ホーム等の指定施設で投票する場合、投票日までに18歳になる人で、当日、都合により投票所に来られない場合などは不在者投票を行うことができます。

期日前投票

期日前投票の事由

1. 投票日当日、職務や業務などに従事するとき
(仕事、学業、地域の行事の役員、自身または親族の冠婚葬祭など)
2. 投票日当日、用務や事故のため、投票区の区域外に旅行や滞在をするとき
3. 投票日当日、出産、手術等により歩行が困難であると見込まれるとき など

旅行の前には期日前投票を、長期の出張中の滞在先では不在者投票を行うことができます。



期日前投票のできる期間・時間

選挙期日の公示又は告示の日の翌日から投票日前日まで、毎日（土曜・日曜・祝日の区別なく）原則として**午前8時30分から午後8時まで**行うことができます。

※一部開始時刻の繰り上げ又は終了時刻の繰り下げを行う投票所もあります。また、期日前投票所が複数設けられる場合、それぞれの期日前投票所で投票期間や投票時間が異なることがあります。

期日前投票のできる場所

お住まいの市区町村役場などに設けられる「期日前投票所」において行うことができます。

不在者投票

不在者投票の事由

期日前投票の事由と同じ

不在者投票のできる期間

期日前投票の期間と同じ

※時間については、最寄りの市区町村の選挙管理委員会へご確認ください。

不在者投票のできる場所

不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所

期日前投票及び不在者投票の具体的な手続きなどは、最寄りの市区町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。

